

川崎市中央卸売市場北部市場水産物部仲卸業者の募集について

北部市場では水産仲卸売場棟内の仲卸店舗を使用して、水産物部の仲卸業務（水産仲卸売場の店舗において、水産物部卸売業者から買い受けた物品を仕分け、調整し、小売商などの買出人に販売する業務です。）を行う事業者を次のとおり募集します。

1 募集業種

水産物部仲卸業者 5社（者）

※川崎市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第23条第1項に規定する仲卸業務について川崎市長の許可を受ける者。

2 仲卸業者として許可を受けた者が使用する店舗

募集店舗の面積及び使用料等

（各使用料は月単位で納入し、その額は1平方メートルについての金額に面積を掛け合わせ、100分の110を乗じて得た額とする。）

	募集店舗 1
1 階売場面積	28 m ²
売場使用料	月額 52,668 円（@1,710 円／m ² ）
2 階倉庫面積	25 m ²
倉庫使用料	月額 24,750 円（@900 円／m ² ）
保証金	月額使用料の 3 倍（1,000 円未満切捨て）

	募集店舗 2
1 階売場面積	59 m ²
売場使用料	月額 110,979 円（@1,710 円／m ² ）
2 階倉庫面積	47 m ²
倉庫使用料	月額 46,530 円（@900 円／m ² ）
保証金	月額使用料の 3 倍（1,000 円未満切捨て）

	募集店舗 3
1 階売場面積	30 m ²
売場使用料	月額 56,430 円（@1,710 円／m ² ）
2 階倉庫面積	27 m ²
倉庫使用料	月額 26,730 円（@900 円／m ² ）
保証金	月額使用料の 3 倍（1,000 円未満切捨て）

	募集店舗 4
1 階売場面積	2 8 m ²
売場使用料	月額 5 2 , 6 6 8 円 (@1,710 円 / m ²)
2 階倉庫面積	2 9 m ²
倉庫使用料	月額 2 8 , 7 1 0 円 (@900 円 / m ²)
保証金	月額使用料の 3 倍 (1,000 円未満切捨て)

	募集店舗 5
1 階売場面積	2 8 m ²
売場使用料	月額 5 2 , 6 6 8 円 (@1,710 円 / m ²)
2 階倉庫面積	2 5 m ²
倉庫使用料	月額 2 4 , 7 5 0 円 (@900 円 / m ²)
保証金	月額使用料の 3 倍 (1,000 円未満切捨て)

3 市場使用料

上記 2 のほか、業務条例第 5 5 条に基づき、仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を、北部市場の卸売業者以外の者から仕入れて販売した場合、その販売金額（消費税を含む）の 1,000 分の 2.5 を、毎月決められた期日までに川崎市長あてに納めなければなりません。

4 保証金の預託

業務条例第 2 4 条及び第 2 5 条、同施行規則第 2 3 条に基づき、仲卸業者の許可を受けた日から 1 月以内かつ、業務開始当日までに、施設使用料の 3 倍の額（ただし 1,000 円未満の端数は切り捨て）を保証金として預託していただきます。保証金は仲卸業者が市あてに納めるべき使用料、納付金等に欠損が生じた場合、これを充当する場合があります。

5 申請について ※申請には申請資格を満たしていることが必要です。

(1) 募集期間

- ・ 募集店舗 1 ～ 5

事業者が決定するまでの間

※毎月末日（土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その前日）を締切りとして選定を行い、事業者が決定次第、募集を終了します。

(2) 受付時間

午前 9 時～午後 4 時（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

(3) 提出先

川崎市宮前区水沢 1-1-1 川崎市中心卸売市場北部市場管理事務所棟 3 階

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課水産係

電話 0 4 4 - 9 7 5 - 2 2 2 0

※申請者が申請書類一式を直接持参してください。

(4) 申請書類

申請希望者には、仲卸業者の負担義務等を説明の上、申請書類をお渡ししま

すので、北部市場業務課水産係までお問い合わせください。

なお、提出された書類は公文書として取り扱われるため返却しません。

6 申請資格

業務条例第23条第4項各号及び川崎市暴力団排除条例第2条第3号に該当する者は仲卸業者として申請できません。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が（業務条例第26条第1項若しくは第2項又は第71条第2項の規定による）市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者に暴力団員又は暴力団員でなくなって5年を経過しない者が含まれているとき。
- (7) 申請者が法人その他の団体であって、その役員のうち上記(1)から(3)又は(5)から(6)のいずれかに該当する者があるとき。

7 選定方法

書類審査及び面接審査を実施し、総合的な審査により事業者を選定します。

面接の日は申請者宛て、別途お知らせします。

なお、複数の申請があった場合は、上記審査による得点が最も高い者を選定します。（審査項目については、別紙参照。）

8 事業者の決定等

事業者の決定は、選定結果により決定し、申請者宛て文書にて通知します。

また、この決定により、業務条例第23条第1項に規定する仲卸業務の許可を行います。

9 その他

- (1) 原則として場外新規事業者からの応募を優先とします。
場内事業者の店舗拡張を目的とした応募は、既存の店舗を当面の間、継続して使用することが条件になります。
- (2) 申請者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反する事実があるときは、許可を取り消すことがあります。
また、申請書及び添付書類の内容に変更が生じた時は、速やかに変更のあった書類を添えて届け出てください。
- (3) 業務許可を受けた日から3か月以内にその業務を開始してください。
- (4) 現在、北部市場では全体的な機能更新（建替え）について検討しています。
そのため、今後、建替えに伴う移転等が必要となる可能性がありますことを御了承ください。

【問い合わせ先】

〒216-8522 川崎市宮前区水沢 1－1－1
川崎市中央卸売市場北部市場(管理事務所棟 3 階)
経済労働局中央卸売市場北部市場業務課水産係
電 話 0 4 4－9 7 5－2 2 2 0
F A X 0 4 4－9 7 5－2 2 4 2
メー ル 28hogyo@city.kawasaki.jp

水産物部仲卸業者店舗配置図(水産棟)

(水産 卸売場)



14 五輪海	95 六虎水産	32 共同北部水産 ③	32 共同北部水産 ②		募集店舗 2	17 北部石井水産①	18 真和水産 ①	19 北部丸一	20 川崎丸福 ①	44 永和 ②	22 川崎食品サービス ①	65 北部大龍物産④	65 北部大龍物産③
94 大日水産 ②	94 大日水産 ①	31 青沼水産 12 いよはる	32 共同北部水産 ① 40 川崎三倉	募集店舗 1	34 横浜淡水 92 マル日水産②	階段	組合倉庫 ふぐ調理室	45 山忠保坂水産 ①	36 小宮 45 山忠保坂水産 ③	50 海芯水産 (be-lief)	38 マルト 44 永和 ①	28 北部三栄 ②	28 北部三栄 ①
WC	20 川崎丸福 ②	51 川崎八丁丑 20 川崎丸福 ③	川崎食品サービス ②	64 大貴水産 ② 募集店舗 5	64 大貴水産 ①	55 イマツ	39 丸洋① 18 真和水産 ②	33 鮮魚商魚ばか (スプラウトインベストメント) 67 川崎藤食	45 山忠保坂水産 ②	19 北部丸一 ②	65 北部大龍物産②	28 北部三栄 ③	WC
WC									80 カネマサ食品	69 川崎ヤマタ①			WC
軽食 あ麺んぼ	募集店舗 3	72 明成	73 金重水産	39 丸洋② 募集店舗 4	75 築地五光 17 北部石井水産②	76 川崎いすゞ食品	77 いしかわ水産	91 北部根権 ② 52 根権フィッシュプロダクト	79 北部根権 ①	48 幸実水産 58 中央水産	69 川崎ヤマタ② 63 北川水産 (SCIROCCO)	82 大進水産	軽食 純讃岐うどんくるみ 階段
階段	83 西為商店	13 日本活魚センター											階段

関連商品売場棟側通路



業務条例及び施行規則等による主な遵守事項及び留意事項について

1 名称変更等の届出（業務条例第29条）

次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を届け出てください。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 営業報告書の提出（業務条例第30条）

法人である場合は毎事業年度の末日現在、個人である場合は毎年12月31日現在において作成した営業報告書を、その日から起算して90日を経過する日までに提出してください。

3 月例報告書の提出（業務条例第51条第4項）

毎月10日までに、前月中に販売した物品の数量及び金額を報告してください。

4 制限及び負担義務ほか

- (1) 電気・水道等の光熱水費、電話料等通信費、店舗等の内装費用は使用者の負担となります。なお、改装する場合は、別途申請が必要となります。
- (2) 店舗は、食品衛生法その他の法令に基づく設備としなければなりません。
- (3) 清掃及びゴミ処理等の管理経費は、それぞれ応分の負担となります。
- (4) 店舗等の機器類の保守管理、修繕及び交換は使用者の負担となります。
- (5) 店舗、倉庫内における居住はできません。
- (6) 使用者が廃業などの理由により施設を返還するときは、店舗及び倉庫を原状に回復して返還となります。
- (7) その他、業務条例及び同条例施行規則等に基づき、市長が必要と認める事項について、各種の制限を受けるとともに負担義務などが生じます。

5 留意事項

店舗を返還するときは、返還前に使用者が行った原状変更を含めて原状回復を行っていただきます。（業務条例第63条、第64条）

川崎市中央卸売市場北部市場水産物部仲卸業者選定における審査項目等について

審査方法 書類審査と面接審査により、事業者の選定を行います。

1 審査内容

- (1) 書類審査 提出された事業計画、財務諸表等から点数を算出します。
- (2) 面接審査 面接30分程度（プレゼンテーション5分程度、質疑応答20分程度）

2 審査項目

- (1) 書類審査
 - ア 経営力（経験） 仲卸等の業務経験
 - イ 事業計画（事業開始後3事業年度における事業計画書の事業資金・売上高等）
 - ウ 財務状況 売上高経常利益率（収益性）、流動比率（安全性）等
 - エ 資産状況 自己資本比率（安全性）等
- (2) 面接審査
 - ア 事業計画
 - (ア) 北部市場の理解度
卸売市場の取扱量が減少している状況下で、仲卸業務を行う理由等。
 - (イ) 店舗の使用目的
店舗の活用方法等。
 - (ウ) 開業までの計画
開業（拡張）の時期、改装等現状変更の予定とそれに係る資金、当面の運転資金等。
 - (エ) 仕入計画（当市場卸売業者への貢献度）
仕入れについてどのような考えがあるのか。
 - (オ) 販売先計画（安全性・営業力）
どのような取引先を有し、今後の取引先開拓の方法等。
 - (カ) 将来的な事業展開と実現性
3年後、5年後、10年後の事業展開の見込み等。
 - イ その他
 - (ア) 市や関係団体との連携
市場活性化に向けて、市や関係団体と協力し貢献できること。
 - (イ) 応募者の基本姿勢
経営者としての見識、企業の社会的責任（CSR）等。